平成２１年（フ）第５３１号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区23棟508号
債務者　久米　和子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５４１号
千葉市美浜区高浜３丁目５番28棟306号
債務者　木村　優起
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５４２号
千葉県船橋市習志野台２丁目11番23号　グリーンハウスＢ―103号
債務者　岩下惠司郎
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５４７号
千葉市若葉区千城台南３丁目２番６棟105号
債務者　磯　　幸男
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５５５号
千葉県浦安市当代島１丁目21番14―401号　フィオーレ浦安
債務者　工藤　憲司
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５６３号
千葉県船橋市習志野台１丁目６番６号　ハイライズＫ―103号
債務者　西田　幸廣
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５７０号
千葉市稲毛区小仲台８丁目25番６号　稲毛コーポ25号
債務者　藤本　弘美（旧姓米倉）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５７８号
千葉県船橋市咲が丘４丁目11番11号　二和ハイツ202号
債務者　山口　純一
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５９０号
千葉県市川市富浜２丁目15番１―414号　ルネ新行徳Ａ棟
債務者　阪野　雅成
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６２６号
千葉市中央区白旗１丁目３番２棟404号
債務者　川村　宣子(住民票上の氏名川村宜子)
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６３１号
千葉県浦安市堀江１丁目16番26号　パレーシャル高津203
債務者　佐久間優子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１７４号
長野県松本市浅間温泉３丁目25番16号
債務者　清水　武夫
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１７号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1270番地の７　熱川グランドホテル寮402号
債務者　浅野　直輝
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第７８８号
名古屋市守山区川上町４番地　タウン三浦Ａ203
債務者　松幸工業こと　松原　幸弘
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７８９号
愛知県春日井市春日井町字町51番地　リバティフォレストⅡ401号
債務者　松原　美恵
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４１０号
愛知県海部郡甚目寺町大字森字東町長13番地の35
債務者　近藤　芳弘
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１５号
三重県津市河芸町浜田579番地７
債務者　髙木　剛司
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　津地方裁判所破産係